

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年12月4日
【会社名】	日本輸送機株式会社
【英訳名】	NIPPON YUSOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 二ノ宮 秀明
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075(956)8602(直通)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 伊藤 喜久夫
【最寄りの連絡場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075(956)8602(直通)
【事務連絡者氏名】	総務部長 四方田 純夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成24年11月29日開催の取締役会において、平成25年4月1日（予定）を効力発生日として、三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工」といいます。）のフォークリフト事業を吸収分割（以下、「本件会社分割」といいます。）により当社が承継することに関して、三菱重工と基本合意書（以下、「本件基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、平成24年11月29日で本件基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号及び第7号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 親会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

- (1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容
親会社となる会社

名称	三菱重工業株式会社
住所	東京都港区港南二丁目16番5号
代表者の氏名	取締役社長 大宮 英明
資本金の額	265,608百万円
事業の内容	船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、その他事業における製造等

- (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

(ア) 議決権の数

異動前 9,400個

異動後 36,613個

(イ) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 20.09%

異動後 49.48%

(注) 異動前後の各数値は、平成24年9月30日現在の株主名簿（異動後は、本件会社分割に伴う割当交付の結果を勘案したもの）を基準としております。

- (3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

当社は本件会社分割の対価として、当社の普通株式27,213,437株及び別紙の内容によるA種種類株式32,274,744株（以下、「A種種類株式」といいます。）を三菱重工に対して割り当て交付します。この結果、本件会社分割の効力発生直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合が49.48%となり、また、三菱重工は、実質支配力基準に鑑み、当社のその他の関係会社から親会社に異動する見込みとなりました。

また、当社の主要株主であった株式会社GSユアサは、上記の割当交付による発行済株式総数の増加（59,488,181株）に伴い、平成25年4月1日付で議決権割合が減少することとなり、当社の主要株主に該当しないこととなる見込みとなりました。

② 異動の年月日

平成25年4月1日（予定）

2. 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

① Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.

名称	Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.
住所	2121 W. Sam Houston Pkwy. N. Houston, TX 77043-2305, U. S. A.
代表者の氏名	取締役社長 永井 博史
資本金の額	3千米ドル
事業の内容	フォークリフト(エンジン式、電気式)の製造・販売・サービス フォークリフトの補用部品・アクセサリーの製造・販売

② Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.

名称	Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.
住所	Hefbrugweg 77, 1332 AM. Almere the Netherlands
代表者の氏名	社長 松村 直之
資本金の額	18,151千ユーロ
事業の内容	フォークリフト(エンジン式、電気式)の製造・販売・サービス フォークリフトの補用部品・アクセサリーの製造・販売

③ Mitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd. (三菱重工叉车(大连)有限公司)

名称	Mitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd. (三菱重工叉车(大连)有限公司)
住所	No.99 Tian Shou Jie, Dalian Jinzhou New Area, 116630 China
代表者の氏名	董事総経理 久保 隆
資本金の額	298,905千人民元
事業の内容	フォークリフトの製造・販売

(2) 当該異動前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.

(ア) 議決権の数

異動前 ー
異動後 2,300個

(イ) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 ー
異動後 88.5%

② Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.

(ア) 議決権の数

異動前 ー

異動後 28,000個

(イ) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 ー

異動後 70.0%

③ Mitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd. (三菱重工叉車(大連)有限公司)

(ア) 議決権の数(出資金額)

異動前 ー

異動後 44,332,000米ドル

(イ) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 ー

異動後 100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

本件会社分割が実行された場合、当社は、三菱重工が保有する、Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.、Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.及びMitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd. (三菱重工叉車(大連)有限公司)の全ての株式又は持分を取得し、これらの会社は当社の特定子会社に該当する見込みです。

② 異動の年月日

(ア) Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.

平成25年4月1日(予定)

(イ) Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.

平成25年4月1日(予定)

(ウ) Mitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd. (三菱重工叉車(大連)有限公司)

平成25年4月1日(予定)

3. 主要株主の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの

株式会社GSユアサ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

(ア) 議決権の数

異動前 4,701個

異動後 4,701個

(イ) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.04%

異動後 6.35%

(注) 異動前後の各数値は、平成24年9月30日現在の株主名簿(異動後は、本件会社分割に伴う割当交付の結果を勘案したもの)を基準としております。

(3) 当該異動のその年月日
平成25年4月1日（予定）

(4) 本報告書提出日現在の資本金及び発行済株式総数
資本金 4,890百万円
発行済株式総数 普通株式 46,977,832株

4. 吸収分割に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づく報告)

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成24年3月31日現在)

商号	三菱重工業株式会社
本店の所在地	東京都港区港南二丁目16番5号
代表者の氏名	取締役社長 大宮 英明
資本金の額	265,608百万円
純資産の額（連結）	1,306,366百万円
純資産の額（単体）	1,122,059百万円
総資産の額（連結）	3,963,987百万円
総資産の額（単体）	3,439,825百万円
事業の内容	船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、その他事業における製造等

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
(連結)

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	2,940,887	2,903,770	2,820,932
営業利益（百万円）	65,660	101,219	111,961
経常利益（百万円）	24,009	68,113	86,182
当期純利益（百万円）	14,163	30,117	24,540

(単体)

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	2,327,783	2,188,508	2,175,666
営業利益（百万円）	47,157	62,664	54,689
経常利益（百万円）	20,047	39,119	37,120
当期純利益（百万円）	18,411	10,639	12,916

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年9月30日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行（株）信託口	5.37%
日本マスタートラスト信託銀行（株）信託口	5.02%
野村信託銀行（株）退職給付信託三菱東京UFJ銀行口	3.72%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	2.46%
明治安田生命保険（相）	2.37%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	三菱重工は、当社の発行済株式総数の20.01%を所有し、筆頭株主に該当いたします。
人的関係	当社の取締役会長及び社長が、三菱重工の出身である他、非定期に三菱重工から人材の受入れを行っています。
取引関係	両社の合弁会社である、ニチュMH I フォークリフト株式会社に当社と三菱重工はフォークリフトを供給する他、当社が、三菱重工から製造部品の供給を受け、また、当社が三菱重工にフォークリフトのOEM供給を行う等、包括的な取引関係にあります。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、国内で初めてバッテリー式フォークリフトを開発したメーカーとして、主として日本国内とアジア圏において中小型のバッテリー式フォークリフトや物流システム等の製品を中心に事業を展開しております。業界に先駆けて環境に配慮した保管・搬送技術の開発を行い、CO₂の排出抑制、省エネルギーを実現する保管・搬送機器をご提供することによって、お客さまの経営改善・環境改善への貢献に努めてまいりました。平成24年3月期には、東日本大震災、タイにおける大規模水害、欧州債務危機の深刻化などの経済悪化要因もある中で過去最高の売上高を達成し、平成25年4月にはNFS社（Shanghai Nichiyu Forklift Manufacturing Co., Ltd.：上海ニチュフォークリフト製造有限公司、中国 上海市）に次ぐ第二の海外生産拠点となるNFT社（Nichiyu Forklift (Thailand) Co., Ltd.、タイ）が稼働するなど、更なる成長を目指している途上にあります。様々な施策によって堅調な成長を実現してきた一方で、当社にとって最大の収益源であり売上高の88%を占める国内事業は今後大きな伸張が見通しにくい状況となり、同業他社との競争も激化の傾向にあります。成長が期待できる新興国市場を中心に海外事業を拡大していくためには、エンジン式フォークリフトを始めとする製品ラインナップの充実やコスト競争力の強化、販売ルートの拡大、オペレーション・技術開発力の強化等が喫緊の課題となっております。

三菱重工は、小型から大型までのエンジン式フォークリフトに強みを持ち、北米、欧州、アジア、日本を中心に全世界を販売先とした事業を展開しております。特に海外市場に強みを持ち売上に占める海外比率は90%に達します。ディーゼルエンジンや変速機等主要コンポーネントを独自開発、高性能・高品質の車両を目指すとともに、排気ガス規制対応などの環境対策やオペレータ保護などの安全対策にも積極的に取り組み、先進国から新興国まで幅広いお客様のニーズに対応しております。平成4年に三菱重工、米国キャタピラー社と三菱商事との間で設立したMCF A社（Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.、米国 ヒューストン市）、MCF E社（Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.、オランダ アルメア市）、MCF S社（Mitsubishi Caterpillar Forklift Asia Pte Ltd.、シンガポール）の三社を中心に、平成20年には屋内物流機器の専門メーカーであるRocla社（Rocla Oy、フィンランド ヤルベンパ市）を買収、平成22年にはJungheinrich社（ドイツ ハンブルグ）と北米の販売網を統合、製造会社であるMFD社（Mitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd.：三菱重工叉車（大連）有限公司、中国 大連市）を本格的に立ち上げ、さらなる事業拡大を図ってまいりました。しかしながら、先進国を中心に商品の主流がエンジン式からバッテリー式に移行している昨今の市場環境下でエンジン車を中心とするビジネスモデルでは今後の事業拡大は難しく、全世界でバッテリー式フォークリフトを含めたフルラインナップの品揃えと物流ソリューション提案力の強化が喫緊の課題となっております。

主力製品や商圏の異なる両社は、これまでも協体制度を築いてまいりました。具体的には、当社が平成19年6月に三菱重工に対して第三者割当増資による新株発行を行い三菱重工が当社の筆頭株主となっており、また、当

社と三菱重工は平成21年4月に国内フォークリフト販売事業を統合して合弁会社を設立しております。更に平成24年11月8日には三菱重工のフォークリフトの生産体制再編の一環として、国内向け小型車を当社への生産委託とすることを公表しております。両社は、こうした協力体制の深化に関する協議の中で、部分的な協業のみならず、事業の統合の可能性についても協議を行ってまいりました。その結果、急速な変化の途上にある世界のフォークリフト市場を踏まえると、経営を一体化して事業競争力強化に取り組んでいくことが最良の選択肢であるとの結論に至り、フォークリフト事業を統合することで基本合意に達しました。

両社が事業を統合することで、部分的な協業では実現できなかった商品ラインナップの充実、販売ルートの共通化・最適化、効率的且つ市場ニーズに即した製品開発、原材料の調達と生産の最適化、グループ全体での人員配置や設備投資の最適化、等の効果が見込まれ、グローバルな競争力を強化することが可能となります。また、機動的かつ柔軟に対応できる組織構造に転換し、両社の開発技術の融合や新事業領域への展開を図り、今後一層の事業強化と成長分野への取り組みを加速し、フォークリフト事業で世界第三位グループとなる企業を構築し、グローバルなリーディングカンパニーを目指します。

なお、本件会社分割による両社の事業の統合においては、統合会社を三菱重工の連結子会社とすることで両社合意にいたっておりますが、両社は、当社が上場企業として独立した経営の下で堅調な成長を続けてきたことから、引き続き上場会社として独立した運営を推進していくことが統合会社の事業成長及び三菱重工グループの連結業績への貢献に繋がると判断いたしました。それに加えて、両社は、本件会社分割の対価全体や当社の既存株主の皆様の議決権に生じる希釈化の影響（一時に大幅な議決権の希釈化が生じることを避けること）等に鑑み、それぞれ多面的な観点から検討し、協議を重ねた上で、本件会社分割に伴い三菱重工に割り当てる対価の一部を議決権のない種類株式とし、本件会社分割の効力発生直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合を49.48%とすることに合意いたしました。

本件会社分割により発行済株式総数が増加することになるため、当社株式の希釈化（種類株式を含めた希釈化率は約127%（59,488,181株／46,902,832株）となります。）が生じ、既存の当社株主様の皆様において相対的な議決権比率の低下及び一株当たりの利益が変動することとなります。しかしながら、当社としては、本件会社分割により上記のような様々な事業統合の効果が期待できることから、中長期的にはこれを上回る価値を享受することができるものであり、ひいては当社の既存株主の皆様への利益向上に資することになると考えております。

今後両社は、今回の事業統合の効果を最大限享受できるよう企業価値向上に取り組むことで、両社の株主の皆様のご期待に応えられるよう、努めてまいります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

三菱重工を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割とします。

② 吸収分割の日程

取締役会決議日	平成24年11月29日
本件基本合意書締結日	平成24年11月29日
会社分割契約書及び統合契約書締結日	平成25年2月6日（予定）
臨時株主総会開催日（当社）	平成25年2月下旬（予定）
本件会社分割効力発生日	平成25年4月1日（予定）

③ 吸収分割に係る割当ての内容

当社は本件会社分割の対価として、当社の普通株式27,213,437株及びA種種類株式32,274,744株の合計59,488,181株を三菱重工に対して割り当て交付します。なお、A種種類株式は議決権を有しないものの、普通株式と実質的に同等の価値となるよう、剰余金の配当や残余財産の分配では普通株式と同順位とし、また三菱重工は取得請求権の行使によりいつでも普通株式へと転換する権利を確保する一方で、当社は、かかる取得請求権が行使された場合、取得条項に基づき、普通株式の時価にて、当該取得請求権が行使されたA種種類株式の全部又は一部を取得する権利を有しています（詳細な内容は別紙をご参照ください）。

なお、本件会社分割に伴い三菱重工に割り当てる対価の一部を議決権のない種類株式とし、本件会社分割の効力発生直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合を49.4%（A種種類株式が全て普通株式に転換された場合の議決権割合は64.75%）とすることについては、両社が、当社が上場企業として独立した経営の下で堅調な成長を続けてきたことを重視し、引き続き上場会社として独立した運営を推進していくことが統合会社の事業成長及び三菱重工グループの連結業績への貢献に繋がると判断したことに加えて、本件会社分割の

対価全体や当社株主の議決権に生じる希釈化の影響（一時に大幅な議決権の希釈化が生じることを避けること）等に鑑み、下記(4)②のとおり、それぞれ多面的な観点から検討し、協議を重ねた上で、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。

上記割当株式数は、下記(4)②における算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

④ その他の吸収分割契約の内容

吸収分割に関するその他の事項の詳細については、今後両社で協議の上、吸収分割契約締結までに決定いたします。

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

本件会社分割の割当株式数の公正性及び妥当性を期すため、三菱重工は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、割当株式数の算定を依頼しました。

野村證券は、割当株式数の算定にあたって、分割対象事業については類似会社比較法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）により、当社については市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を採用して算定を行い、三菱重工は野村證券から分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。また、三菱重工は、野村證券から、平成24年11月29日付にて、下記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、上記(3)③の割当株式数が三菱重工にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

上記各手法による分割対象事業に対する割当株式数の算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

分割対象事業の評価手法	当社の評価手法	割当株式数の評価レンジ
類似会社比較法	市場株価平均法	27,201,328株～205,232,395株
類似会社比較法		21,989,786株～73,145,895株
DCF法		55,387,795株～72,098,724株

なお、野村證券は、フェアネス・オピニオンの提出及びフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる割当株式数の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、分割対象事業及び当社とそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。分割対象事業及び当社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、割当株式数の算定にあたって、分割対象事業及び当社について、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）、類似会社比較分析の各手法を採用して算定を行いました。当社は、フェアネス・オピニオンを取得しておりませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。

上記各手法による分割対象事業に対する割当株式数の算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

評価手法	割当株式数の評価レンジ
DCF分析	49,191,986株～64,687,336株
類似会社比較分析	54,783,011株～69,017,083株

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分割対象事業に対する割当株式数の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、分割対象事業及び当社とそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。分割対象事業及び当社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村証券によるDCF法及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるDCF分析の前提とした分割対象事業及び当社の事業計画には、三菱重工においては、上記(2)に記載の生産体制再編によりコスト構造が変化していること等を、当社においては、上記(2)に記載の、タイにおける生産拠点の稼働による、アジア及び東欧での売上高の増加等を理由として、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

② 算定の経緯

上記のとおり、三菱重工は野村証券に、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に、それぞれ本件会社分割に際する割当株式数の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で割当株式数について慎重に協議を重ねました。その結果、両社は上記(3)③の割当株式数が妥当であり、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。

ただし、上記割当株式数は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

③ 算定機関との関係

第三者算定機関である野村証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも三菱重工及び当社の関連当事者には該当いたしません。

④ 上場廃止となる見込み及びその事由

本件会社分割において、三菱重工及び当社に関し、上場廃止となる見込みはありません。

⑤ 公正性を担保するための措置

三菱重工は、本件会社分割の公正性を担保するため、上記①に記載の通り、三菱重工及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である野村証券から、分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。加えて、三菱重工は、平成24年11月29日付にて、野村証券から上記①に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、上記(3)③の割当株式数が三菱重工にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

一方、当社は、本件会社分割の公正性を担保するため、上記①に記載の通り、三菱重工及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。

⑥ 利益相反を回避するための措置

三菱重工及び当社は親会社と子会社の関係にはありません。三菱重工においては、本件基本合意書の締結に関して取締役会決議を行う際に利益相反の関係を有する取締役はおりませんので、特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。一方、当社においては、当社の取締役11名のうち、社外取締役である種村茂氏は三菱重工の従業員を兼任しており、利益相反のおそれを回避する観点から、当社における本件基本合意書の検討並びに当社の取締役会における本件基本合意書締結の審議及び決議には参加しておりません。

上記当社の取締役会においては、種村茂氏を除く当社の取締役全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により本件基本合意書を締結することを決議しており、また、常勤及び非常勤監査役全員が出席し、いずれの監

査役も異議がない旨の意見を述べております。

- (5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	現時点では確定していません。
本店の所在地	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
代表者の氏名	現時点では確定していません。
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	国内フォークリフト事業、海外事業、物流システム事業及びその他事業に係る製品の製造、販売及び保守サービス

以 上

A種類株式の内容

1. 発行株式の種類

A種類株式

2. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行う場合には、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種類株式を有する株主（以下「A種類株主」という。）又はA種類株式の登録株式質権者（以下「A種類登録株式質権者」という。）に対し、A種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にその時点における取得比率（第4項②において定める。以下同じ。）を乗じて得られる金額（1円未満の端数を切り捨てるものとする。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位で、金銭により支払う。

3. 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、A種類株主又はA種類登録株式質権者に対し、A種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて得られる金額（1円未満の端数を切り捨てるものとする。）を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

- ① A種類株主は、当社に対し、平成45年（2033年）4月1日までの間（以下「転換請求期間」という。）、いつでも、当社がA種類株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。A種類株式の取得の請求は、当該請求があったA種類株式（但し、第6項に定める現金を対価とする取得条項に基づき当社が取得した当該A種類株式を除く。）につき、当該請求があった日（以下「当初請求日」という。）の60日後の日（以下「取得請求効力発生日」という。）に行われたものとみなし、A種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、A種類株式1株につき、取得請求効力発生日における取得比率に相当する数とする。なお、A種類株主は、当初請求日が転換請求期間に属するように取得の請求を行えば足りるものとする。また、A種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。
- ② 取得比率は、1とする。但し、以下に掲げる事由が発生した場合には、取得比率は、それぞれ以下の定めに従い調整されるものとする。

(a) 株式の分割又は併合が行われた場合

当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行った場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{株式分割・併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式分割・併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$$

調整後取得比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日とする。

(b) 普通株式の発行等が行われた場合

当社が、下記に定める普通株式の時価に0.9を乗じた額を下回る払込金額をもって、普通株式を発行し又は保有する当社の普通株式を処分（株式無償割当てを含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本②において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。以下「普通株式の発行等」という。）する場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{普通株式の時価} \times \frac{\text{普通株式の発行等の後における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数}}{\text{普通株式の発行等の前における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数} + \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額}}{\text{普通株式の時価} \times \frac{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数}}{\text{普通株式の時価}}}$$

本項において、「普通株式の時価」とは、(i)当該普通株式の発行等の基準日（基準日がない場合は、普通株式の発行又は処分についてはその払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）、無償割当てについてはその効力発生日とする。以下「調整基準日」という。）において当社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1円未満の端数について

は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいうものとし、(ii)調整基準日において当社の普通株式が上場していない場合には、調整基準日において以下の算式により算出される当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)をいうものとする。

$$\text{当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)} = \frac{\text{最終の連結貸借対照表に基づく純資産額} - \left(\begin{array}{l} \text{剰余金の配当又は自} \\ \text{己株式の取得により} \\ \text{当該連結貸借対照表} \\ \text{の会計期間の末日経} \\ \text{過後に支払われた金} \\ \text{銭の額} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{新株式申込証拠金} \\ \text{及び自己株式申込} \\ \text{証拠金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新株} \\ \text{予約権} \end{array} + \begin{array}{l} \text{少数株主} \\ \text{持分} \end{array}}{\text{発行済普通株式} \quad \text{発行済A種種類株式} \\ \text{(自己株式を除く。)} \text{の数} \quad \text{(自己株式を除く。)} \text{の数} \times \text{取得比率}}$$

なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

- (c) 上記(a)又は(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割又は株式交換による株式の発行又は処分、新株予約権の発行又は無償割当てその他上記(a)及び(b)に類する事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合には、その後の取得比率は、合理的に調整される。
- (d) 上記(a)又は(b)で使用する「調整前取得比率」は、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率とする。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、転換請求期間経過後いつでも、別途取締役会が定める日の到来をもって、当該日における発行済A種種類株式(自己株式を除く。)の全部又は一部を取得し、これと引換えに、A種種類株式1株につき、その時点における取得比率に相当する数の普通株式を交付することができる。

6. 現金を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式について第4項に定める普通株式を対価とする取得の請求がなされた場合には、当社の取締役会が別に定める日(当該取得の請求に係る取得請求効力発生日より前の日とする。)の到来をもって、当該取得の請求がなされたA種種類株式の全部又は一部を取得することができる。また、当社は、転換請求期間の末日から60日後の日が経過した後はいつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、当該日における発行済A種種類株式(自己株式を除く。)の全部又は一部を取得することができる。これらの場合、当社は、取得するA種種類株式と引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種種類株主に対して、A種種類株式1株につき、普通株式の時価に取得比率を乗じて得られる額の金銭を交付する。

本項において、「普通株式の時価」とは、(i)取締役会が当該取得を決定した日(以下「取得決定日」という。)において当社の普通株式が上場している場合には、取得決定日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(1円未満の端数については、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいうものとし、(ii)取得決定日において当社の普通株式が上場していない場合には、取得決定日において以下の算式により算出される当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)をいうものとする。

$$\text{当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)} = \frac{\text{最終の連結貸借対照表に基づく純資産額} - \left(\begin{array}{l} \text{剰余金の配当又は自} \\ \text{己株式の取得により} \\ \text{当該連結貸借対照表} \\ \text{の会計期間の末日経} \\ \text{過後に支払われた金} \\ \text{銭の額} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{新株式申込証拠金} \\ \text{及び自己株式申込} \\ \text{証拠金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新株} \\ \text{予約権} \end{array} + \begin{array}{l} \text{少数株主} \\ \text{持分} \end{array}}{\text{発行済普通株式} \quad \text{発行済A種種類株式} \\ \text{(自己株式を除く。)} \text{の数} \quad \text{(自己株式を除く。)} \text{の数} \times \text{取得比率}}$$

7. 議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

8. 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令において要求される場合を除き、A種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

9. 株式の併合及び分割、募集株式等の割当て等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種類株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、A種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

10. 上記各項の他、本要項は各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

以 上